現在、小学校3年生までのお子さんを養育している方に支給されてい る児童手当は、制度が改正され、4月1日から次のようになりました。

対象年齢

改正前 小学校3年生まで(9歳到達後最初の年度末)

(改正後) 小学校6年生まで(12歳到達後最初の年度末)

所得制限

所得制限が引き上げられました。

限度額は前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。

所得制限限度額

(単位:万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン等 (厚生年金等加入者)
0人	460 D	532 Ω
1人	498 D	570 Ω
2人	536 D	608 D
3人	574 D	646 D
4人	612 D	684 D
5人	650 D	722 D

注1) 所得税法に規定する老人控除 対象配偶者または老人扶養親族がある ものについての限度額(所得額ベー ス)は左記の額に当該老人控除対象配 偶者または老人扶養親族1人につき6 万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の 場合の限度額(所得額ベース)は、1人 につき38万円(扶養親族等が老人控 除対象配偶者または老人扶養親族であ るときは44万円)を加算した額。

児童手当の支給を受けるには?

児童手当は、養育者からの申請がないと支給されませんので、最寄りの支所住民課へ認定請求書を提出し てください。(公務員の方は勤務先へ届出)

ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童 手当は支給されません。

どんな手続きをすればいいの?

[平成18年度に小学校4年生の児童がいる方]

これまで、児童手当を受給されていた方は、手続きの必要はありません。

[平成18年度に小学校5年生・6年生の児童がいる方]

これまで児童手当を受給されていなかった方は認定請求、児童手当を受給されていた方は額改定認定請求 の手続きが必要です。

[所得制限により受給されていなかった方]

新たに、認定請求の手続きが必要です。

今回の制度改正に伴う申請に限り、9月30日までに申請していただくと、特例的に4月1日にさかのぼっ て支給されます。

10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

問い合わせ 児童福祉課 児童手当担当 62-1126